

一般の方へ 子宮頸がんワクチンについてお知らせ



山口県小児科医会

・子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開について

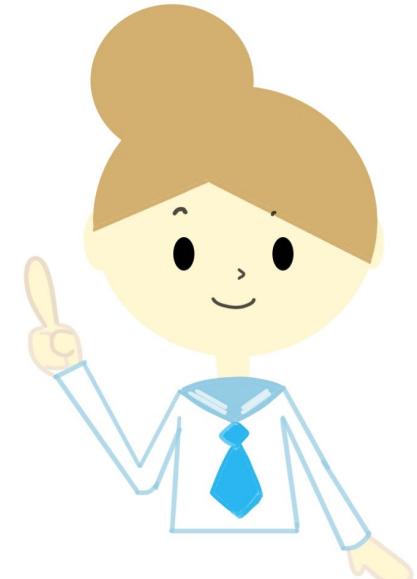
子宮頸がんワクチンの接種について、専門家の会議において継続的に議論されてきました。令和3年11月12日に開催された会議において、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。地域の支援体制を充実させていくこと、ワクチンについての情報提供を充実させていくことなどを進め、積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当と判断されました。専門部会のこうした意見を踏まえ、令和3年 11月 26日に差し控えの状態を終了させることとなっています。

子宮頸がんワクチン 予防接種法に基づく定期接種 (2価、4価ワクチン公費助成：無料)



対象

小学6年生～
高校1年生の女子



(9価ワクチンは公費助成対象外ですが、任意接種【自費】で受けられます)
(4価ワクチンの適応拡大；9歳以上の男性への任意接種【自費】可能)

キャッチアップ接種について

対象；

- 平成9年度～平成17年度生まれまで（誕生日が1997年4月2日～2006年4月1日）の女性
- 過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない女性

接種可能な時期について；

- 令和4年(2022年)4月～令和7年(2025)3月の3年間で、公費（無料）で接種できます



子宮頸がんワクチンの種類について

現在、下記のワクチンが承認されています。2,4価ワクチンは、公費助成されており、無料で接種できます。
9価ワクチンは自費接種となります。

	2価子宮頸がんワクチン	4価子宮頸がんワクチン	9価子宮頸がんワクチン
HPV VLP タイプ	16,18	6,11,16,18	6,11,16,18,31,33,45,52,58
投与方法	筋肉内注射(0,1,6ヶ月目)	筋肉内注射(0,2,6ヶ月目)	筋肉内注射(0,2,6ヶ月目)
対象者	10歳以上の女性	9歳以上の男女	9歳以上の女性
公費助成の有無	あり、無料(<u>小学6年生～高校1年生の女子</u>)	あり、無料(<u>小学6年生～高校1年生の女子</u>)	なし、任意接種(自費)
製品名	サーバリックス	ガーダシル	シルガード 9

高リスク型；子宮頸がんの原因となるタイプ； 16,18,31,33,45,52,58

HPV；ヒトパピローマウイルス

VLP；ウイルス様粒子

子宮頸がんについて

女性の多くが「HPVに一生に一度は感染する」といわれています

原因；ヒトパピローマウイルス(HPV)が持続的に感染することで起こります

子宮頸がんの数；年間11,000人がかかり、年間約2,800人が亡くなります

前がん病変になり、子宮の入口を一部切り取る手術が必要になる人は
年間13,000人です → 将来の不妊や流早産のリスクとなります



子宮頸がんワクチンの効果について

- 公費で受けられる2価、4価子宮頸がんワクチンは、子宮頸がん全体の50～70%の原因とされる2種類のヒトパピローマウイルス（16型と18型）などの持続感染等に対して予防効果をもつワクチンです。

- 海外（スウェーデン）では、4価ワクチンにおいて子宮頸がんを予防する効果が分かりました！**

- 17歳未満での接種がより効果的です！**



子宮頸がんリスク減少について
17歳未満での接種 88%減
17～30歳に接種 53%減

子宮頸がんワクチン接種後の副反応について

- 子宮頸がんワクチン接種後に見られる主な副反応として、発熱、接種した部位の痛みや腫れ、注射による痛み・恐怖・興奮などをきっかけとした失神などが挙げられます。

頻度	サーバリックス	ガーダシル
10%以上	痒み、注射部位の痛み・赤み・腫れ、腹痛、筋痛・関節痛、頭痛、疲労 など	注射部位の痛み・赤み・腫れ
1~10%未満	じんましん、めまい、発熱など	注射部位の痒み・出血・不快感、頭痛、発熱 など
1%未満	注射部位の知覚異常、しびれ感、全身の脱力	手足の痛み、腹痛 など
頻度不明	手足の痛み、失神、 など	疲労感、失神、筋痛・関節痛 など

子宮頸がんワクチン接種後の症状に対する診療体制と予防接種後の健康被害救済制度について

- 子宮頸がんワクチン接種後の症状に対して、地域で支える診療体制が構築されており、子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状に係る協力医療機関が公表されています(山口県は、山口大学附属病院)。
- 2価、4価子宮頸がんワクチンは、予防接種後の健康被害救済制度の対象になります。
- 9価子宮頸がんワクチンは、2021年2月から日本国内で販売が開始されているため、任意接種として接種することは可能です。お近くの医療機関などにご相談下さい。ただし、予防接種法に基づく定期接種（公費での接種）の対象ではないため、接種費用は全額自己負担となります。

なお、万が一健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度の対象となります。

参考サイト

- 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

- みんパピ°! <https://minpapi.jp/>

- 日本産婦人科学会

https://www.jsog.or.jp/modules/jsogpolicy/index.php?content_id=4